

王寺町民間幼保連携型認定こども園事業者募集要項

1 募集の趣旨

王寺町（以下「本町」という。）では、待機児童を出さないための体制確保を目的として、国の補助を活用することを前提に、幼保連携型認定こども園の整備及び運営を行う事業者を募集します。

2 設置場所等

旧王寺町立王寺幼稚園の園舎を改修し、新たに幼保連携型認定こども園として整備すること。

整備場所	住所	整備方法	開園予定日
旧王寺町立王寺幼稚園	王寺町本町5丁目4番1号	改修※ (平屋造り)	令和7年4月1日 (令和6年度内の工事着工)

※この要項で改修とは、旧王寺町立王寺幼稚園の園舎等を改修(平屋造り)し、新たに幼保連携型認定こども園を整備する方法をいいます。

3 応募資格

(1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人であること。

(2) その他、応募する事業者は、次の事項を満たすこと。

- ①近畿2府4県において認定こども園又は認可保育施設の運営実績があること。
- ②民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定による是正、再生手続中の者でないこと。
- ③児童福祉事業に熱意と識見を有し、安定的な運営に必要な経営基盤を有していること。
- ④奈良県暴力団排除条例(平成23年3月奈良県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- ⑤本町が行う教育・保育行政を十分理解し、積極的に協力すること。
- ⑥本募集要項にて提示する条件を厳守できること。

(3) 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る応募者は失格とします。

- ①提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合
- ②提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③法令違反など社会的信用を損なう行為等により、当該業務の受託者として契約するのに相応しくない事由があると町長が認める場合
- ④その他本町が不正・不適切と認める行為があった場合

4 不動産物件

(1) 土地・建物の概要

名 称	旧王寺町立王寺幼稚園
所 在 地	王寺町本町5丁目4番1号
敷地面積	3,436.37㎡ ※実測
延床面積	968.8㎡ ※倉庫を含む
構 造	平屋・鉄骨造
現 況	電気：使用可 / ガス：使用可 水道：開栓すれば使用可 / 下水道：水道を開栓すれば使用可

※宅地造成工事規制区域として指定されています。

都市計画道路にかかる敷地です。

(2) 土地・建物の取り扱い

- ・旧王寺町立王寺幼稚園の土地については、事業用定期借地権契約を締結すること、及び契約期間を20年とすることを基本とする。
- ・当該土地については「幼保連携型認定こども園」以外の用途に使用することはできない。
- ・旧王寺町立王寺幼稚園の園舎については、事業者は無償譲渡することを基本とする。
- ・その他詳細な契約事項等は、事業者選定後に本町と協議の上決定する。

5 施設整備及び運営に当たっての条件

(1) 施設の整備及び運営に当たっては、以下の法令等の確認を行い必要な処置を行うこと。

- ①児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年奈良県条例第39号)
- ②王寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年王寺町条例第29号)
- ③その他関係法令等(都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法等)

(2) 施設の整備に当たっては、本町や関係各所の指示に従い、近隣に十分配慮した計画とすること。(園舎・園庭配置、日照、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音、調理室等からの臭気対策等)

※工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得ること。

※保護者が利用できる送迎用駐車・駐輪スペースを確保することに加え、保護者への指導を徹底するなど、送迎車両対策に万全を期し、路上駐車等により近隣に迷惑がかかることがないようにすること。その対策について、送迎用バスを運行すること等、有効な対策案を具体的に提案すること。

(3) 運営に当たっては、次の事項を遵守すること。

①基本事項

- ・事業者自らが運営すること。
- ・0歳児から5歳児までの児童を受け入れること。(1・2・3号認定の受入枠はそれぞれ年齢ごとに設けることを原則とする。) ※定員は100名程度を想定

- ・また入所定員の8割以上を2号・3号認定とし、そのうち0～2歳児の定員を4割以上とすること。
- ※2・3号定員の枠への入所については、本町が決定した子どもを受け入れること
- ・開所時間は、平日・土曜日ともに11時間以上とすること。
- ・休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とする。(ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。)
- ・駐車場については、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、通園する子どもや送迎する保護者、登下校をする小学生、歩行者等の安全を第一に考え、交通事故や違法駐車等による問題を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ・保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。また、苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、本町及び保護者に公表すること。

②教育・保育内容等

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づいた教育・保育を実践すること。
- ・1時間以上の延長保育事業を開園時から必ず実施すること。また、子育て支援の観点から、次の保育については、加対象とします。ただし、ご提案いただく事業の実施に要する財政措置を約束するものではありません。
 - ア 一時預かり保育、休日保育の実施を検討すること。
 - イ 障がい児保育(医療的ケア児保育等を含む)を実施すること。
 - ウ 地域子育て支援については、地域の子育て支援を行うことが義務付けられているため、地域の需要に照らし必要性が高いと考えられるものを必ず(1つ以上)実施すること。
- ・給食の提供に当たっては、児童の体調や食物アレルギーへの対応など個別事情に十分配慮すること。
- ・認定こども園の管理・運営業務を行うに当たり、事業者の負担において必要な保険に加入すること。
- ・教育・保育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。
- ・本町内の保育所、認定こども園等と連携・交流を行い、相互の教育・保育の質の向上を図ること。
- ・その他、必要な事項については、本町と協議すること。

③職員配置

- ・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)を遵守すること。

6 施設整備・運営に当たっての補助制度

事業者が施設を整備・運営するに当たっては、次の補助制度を活用することができます。

(1) 施設整備費補助

町は事業者が負担した建設費に対して予算の範囲内で就学前教育・保育施設整備交付金に基づく助成を行います。

※制度変更により、助成内容に変更が生じることがあります。

※想定事業費は、最大で3億円(建物、外構含む)を想定しています。

※園舎の設備に関しては、現在の保育基準が確保できることを条件とします。

(2) 運営費補助

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号に規定する施設型給付費のほか、王寺町民間保育所運営費補助金交付要綱(平成18年王寺町告示第10号)に基づき補助します。

※各補助金の詳細はお問い合わせください。また、予算の範囲内での補助となるため、提案された事業等すべてに対しての補助を約束するものではありません。

7 応募方法等

(1) 旧王寺町立王寺幼稚園の確認(園舎内にも入ることができます。)

①確認ができる日時を下記のとおりとします。

令和5年7月7日(金) 午前9時から正午までの間

②確認を希望する事業者は、前日の午後4時までに「現場確認申請書」を王寺町健康子育て支援部子育て支援課宛てにFAX又は電子メールにて送付してください。また、着信確認のため、子育て支援課担当者に電話連絡をしてください。

③当日は事業者の車で旧王寺町立王寺幼稚園に来てください。車の台数は、1事業者(申請者)につき1台、入場できる人数は3名までとします。動画撮影・写真撮影は可能です。

※来園できる時間は、申込を受け付け後、子育て支援課担当者から連絡をします。

※当日は現場確認のみで、質問は受け付けません。

※現場確認をしない事業者でも、応募をすることは可能です。

(2) 質問の受付及び回答

①質問の受付

「質問書(別紙1)」により王寺町健康子育て支援部子育て支援課宛てにFAX又は電子メールにて送付してください。

※確認の為、送付した旨電話連絡をお願いします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

②受付期間 令和5年7月3日(月)から7月14日(金) 午後5時まで

③回答方法 令和5年7月18日(火)までに王寺町ホームページに随時掲載予定です。

(3) 公募申込書及び応募書類(「提出書類一覧(別紙3)」のとおり)の提出

①提出場所 王寺町健康子育て支援部子育て支援課(平日午前8時30分から午後5時まで)

②提出期間 令和5年7月3日(月)から7月31日(月) 午後5時(必着)

③提出方法 持参または書留による郵送

④提出部数 10部(正本1部、副本9部)

※提出書類はA4サイズ(両面印刷可)で作成の上、項数をつけ、ファイルに綴じること。表紙、背表紙に公募名、法人名を表示してください。

※提出された書類等は返却しません。

※書類作成等に係る費用は応募事業者の負担とします。

8 事業者選定

選定委員会の審査を経て、事業候補者の選定を行います。審査は、公募型プロポーザル方式により審査を行い、総合的に審査の上、選考します。

評価点は別紙2「審査基準表」に従い採点を行い、最も優れた提案を行った事業者を選定します。

(1) 選定方法

①選定委員会は、審査を別紙2「審査基準表」に従い採点を行います。

②配点は、審査項目の細目に各5～15点を配分し、満点を100点とします。

③評価点を算出し、最も高い者を事業者として選定します。評価点が最も高い者が複数ある場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、審査項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定します。

④提案書の内容から、募集要項に掲げる条件等に満たないと認められる場合は、失格とします。

(2) 選定日程

募集要項公開 7月3日(月)

質問受付期間 7月3日(月)から7月14日(金)まで

質問回答 7月18日(火)まで随時

応募書類受付期間 7月31日(月)まで

プレゼンテーション 8月9日(水)

審査結果通知 8月10日(木)

※日程は都合により変更する場合があります。

(3) 選考結果

選考結果は、令和5年8月10日(木)、法人あてに書面での通知を予定しています。

※選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

9 その他

(1) 応募上の注意事項

①審査にあたり、追加資料を提出していただくことがあります。

②提出書類は返却しません。提出書類は、本事業の目的以外には使用しません。

③本町の情報公開制度に基づき、応募者が本町に提出した書類及び審査結果等(個人情報等を除く)を公開する場合があります。

④応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

⑤参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を王寺町役場健康子育て支援部子育て支援課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しません。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の応募内容の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園予定日までの開園が可能であり、審査の評価に影響を与えないもののみ、本町と協議のうえ、認める場合があります。

10 問い合わせ先及び提出先

王寺町役場 健康子育て支援部 子育て支援課

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

電話：0745-73-2001

FAX番号：0745-32-6447

E-mail：kosodate-h@town.oji.nara.jp